

エンド ユーザ使用許諾契約

本エンド ユーザ使用許諾契約 (以下「本契約」) は、ソフトウェア製品を使用する、またはハードウェア製品を購入する組織または個人と、Arcserve, LLC または StorageCraft, LLC an Arcserve company (「Arcserve」) との間の法的に有効かつ強制力のある契約であり、それぞれ個別に「当事者」となります。購入にクラウド サービスが含まれている場合、本規約に定める条件に加え、<https://www.arcserve.com/jp/cloud-services/> または Arcserve が公開している後継サイトに掲載されているクラウド サービス条件に拘束されることに同意するものとします。

本製品をインストールして使用する前に、製品の使用に関する以下の契約条件をよくお読みください。本契約では、お客様は「**ライセンス契約者**」と表記されます。

[同意] ボタンをクリックする、または手動/サイレント/無人/プッシュ インストール等によるソフトウェア製品のインストール、またはインストール/読み込み/実行/表示/展開/保持といったソフトウェア製品の使用、またはソフトウェア製品のパッケージのシールを開封した時点、および/またはその他の方法で本契約の条件に同意したことを示した場合、本契約の利用条件に同意があったものとします。本契約に同意することにより：

- (i) 本製品を使用してインストールする、またはソフトウェア製品と組み合わせて使用する、すべてのソフトウェア製品の契約にも同意するものとします。
- (ii) オーダー フォームまたは価格表にハードウェア製品が含まれている場合、<https://www.arcserve.com/hardware-product-schedule> で入手可能なお客様の権利、義務、およびかかるハードウェア製品の承認に関する Arcserve のハードウェア製品のスケジュールにも同意するものとします。
- (iii) ライセンス契約者は成人であり、完全な法的能力を持ち、ライセンス契約者本人およびライセンス契約者の雇用者 (該当する場合) に本契約を遵守させる権限があることを表明するものとします。
- (iv) ライセンス契約者本人、ならびにライセンス契約者の雇用主の権限ある代表者 (該当する場合) は本契約条件に拘束されることに同意するものとします。
- (v) 新製品ならびに製品の追加機能、コンポーネント、またはバージョンなどの将来の入手可能性に基づき購入を決定されなかったことを認めなければなりません (将来の機能に関して Arcserve が口頭または書面でコメントした場合も同様)。また、Arcserve は独自の裁量により、製品のアップデート、アップグレード、追加機能をリリースするか、またいつリリースするかを決定します。
- (vi) Arcserve のプライバシー通知に記載されている条項を読み、理解したことに同意するものとします。これには、Arcserve の Cookie の使用 (<https://www.arcserve.com/jp/privacy-notice> を参照) とそれに拘束されることへの同意、および Arcserve 製品と Web サイトの使用がその対象であることへの同意が含まれますが、これに限定されません。
- (vii) Arcserve が修正した契約条件を Web サイト (<https://www.arcserve.com/EULA>) に掲載するなどして通知することにより、本契約の条件ならびに本契約で参照されるポリシーをいつでも独自の裁量により改訂することができることを認めるものとします。このような修正した契約条件は投稿時に有効になります。変更の発効日以降も製品を継続して使用する場合、修正した条件に同意があったものとします。疑義を避けるために、当該の修

正した条件は、製品自体に組み込まれている、または本製品に同梱されている可能性のある本契約の以前のバージョンに優先されるものとします。

[拒否]ボタンをクリックすると、インストール プロセスが終了し、製品をインストール、アクセス、または使用できなくなります。

以下に同意するものとします。

1. 定義

- A. 「仲裁紛争」は第 20.K 項にその意味が規定されています。
- B. 「許可された使用法」とは、オーダー フォームまたは価格表ならびに該当するドキュメントが指定する特定の使用および制限を意味します。
- C. 「認定ユーザ」とは、または運営に従事する、あるいはライセンス契約者に代わって製品またはドキュメントを使用するライセンス契約者が許可するライセンス契約者の従業員または代理人を意味します。
- D. 「クラウド サービス」は 次の Arcserve クラウド サービスのいずれかを意味します：Arcserve UDP Cloud Hybrid (BaaS および DRaaS 等の)、Arcserve Email Archiving Cloud (旧 Arcserve UDP Cloud Archiving)、Arcserve Cloud Direct (BaaS および DRaaS、旧 Arcserve UDP Cloud Direct)ならびに Arcserve が提供するがここに記載されていないその他のクラウド サービス。
- E. 「Community Edition(コミュニティ版)」は、第 15.E 項にその意味が規定されています。
- F. 「指定技術者」とは、ライセンス契約者が唯一のユーザとして指定した従業員、代理人、または代表者であり、ライセンス契約者の代理人、従業員、または代表者の間でソフトウェア製品の独占的な管理を維持する人を意味します。
- G. 「ドキュメント」とは、製品に関連する現行ユーザガイドおよび **Readme** (説明ファイル)を意味します。
- H. 「エンド ユーザ」とは、本契約に同意する個人、組織、または団体を意味します。マネージド サービス プロバイダー(「MSP」)または組織のエンド ユーザが使用するサブスクリプションに基づくソフトウェア製品のエンド ユーザは、MSP または組織のエンド ユーザとなります。
- I. 「利益喪失事由」は、第 18.A 項にその意味が規定されています。
- J. 「料金」とは、オーダー フォームまたは価格表に記載されているハードウェア製品、ソフトウェア製品ライセンス、および製品サポートの料金を意味します。
- K. 「政府エンド ユーザ」とは、米国連邦政府の機関または代行機関を意味します。
- L. 「ハードウェア製品」とは、Arcserve が提供する電気製品またはその他のハードウェアを意味します。
- M. 「知的財産権」とは、特許、著作権、商標、企業秘密、データベース保護、またはその他の知的財産権に関する法律に基づき、またはそれに関連して、現在または今後登録される、または申請される、あるいはその他の方法で供与されたすべての登録、未登録の

権利のことで、世界のあらゆる地域においても、すべての類似または同等の権利または形態が保護されることを意味します。

- N. 「IT 版」とは、ShadowProtect IT Edition ならびに ShadowProtect IT Edition Professional のライセンスを意味します。
- O. 「最小顧客条件」は、第 4.B 項にその意味が規定されています。
- P. 「オープン ソース コンポーネント」は、第 14 項にその意味が規定されています。
- Q. 「オーダー フォームまたは価格表」とは、必要に応じて、ライセンス契約者と Arcserve が署名した Arcserve オーダー フォームまたは価格表、見積もり、または登録フォーム、あるいは Arcserve からライセンス契約者に提供されるライセンス プログラム証明書を意味します。
- R. 「ポータル」とは、一部の製品のエンド ユーザが Arcserve のアカウントに関する特定の機能および情報にアクセスできるようにする、Arcserve のインターネット Web サイト上のパスワードで保護された領域を意味します。
- S. 「製品」とは、ハードウェア製品とソフトウェア製品の総称です。
- T. 「製品サポート」とは、<https://support.arcserve.com/s/?language=ja> で入手可能な (本契約の一部を構成する) ガイドラインに従って、Arcserve が製品に対して提供する保守およびサポートを意味します。
- U. 「制裁および輸出管理法」とは、本製品ならびにいずれかの当事者に適用される経済制裁、輸出管理、貿易禁輸またはその他の制限的措置の採用、適用、実施および執行に関連する、法律、規制、法令、禁止、執行命令または類似の措置を意味し、これには、輸出管理法、武器輸出管理法、国際経済緊急権限法、およびこれらに基づいて発行された規制ならびに欧州連合、英国、米国によって管理および執行されるものを含みますが、これらに限定されず、本製品に適用されるものとします。
- V. 「ソフトウェア製品」とは、インストールされている Arcserve ソフトウェア製品と関連ドキュメント、ハードウェア製品に組み込まれている Arcserve ソフトウェア製品、およびソフトウェア製品に含まれる SDK/API の総称です。
- W. 「期間」とは、オーダー フォームまたは価格表に指定された期間を意味します。
- X. 「Three-day ISO(3 日間の ISO)」とは、Windows 回復環境を含むライセンス契約者の暫定 IT Edition ISO イメージをライセンス サーバに接続せずに復元操作できる 3 日間を意味します。
- Y. 「サードパーティソフトウェア」は、第 14 項にその意味が規定されています。
- Z. 「第三者規定」は、第 14 項にその意味が規定されています。
- aa. 「試用期間」は、第 15.D 項にその意味が規定されています。
- bb. 「米国政府契約」とは、United States General Services Administration Schedule Contract(アメリカ連邦調達庁(GSA)管理スケジュール契約)またはその他の該当する米国政府契約を意味します。

2. ライセンス

- A. Arcserve またはその該当する関連会社は、ライセンス契約者の認定ユーザが許可された使用法に基づきソフトウェア製品を使用できるように、オーダー フォームまたは価格表に記載されたソフトウェア製品のコピー数をライセンス契約者に提供します。ライセンス契約者によるすべての料金の支払い、およびライセンス契約者が本契約に規定するすべての条件を厳格に遵守することを条件として、Arcserve は、個人的、取り消し可能、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可、および限定的に、本契約の条件および該当するオーダー フォームまたは価格表に従ってソフトウェア製品のインストールおよび使用ライセンスを供与します。
- B. 本ライセンスは、ライセンス契約者の認定ユーザのみが行使できる権利をライセンス契約者に供与するもので、
- (i) オーダー フォームまたは価格表に記載されている期間中、すべての許可された使用法に従ってソフトウェア製品をインストールして使用すること
 - (ii) ドキュメントに従って、ライセンス契約者が所有またはリースおよび管理するコンピュータでのみアクセス可能なオーダー フォームまたは価格表に記載されているソフトウェア製品の承認されたコピー数をダウンロードしてインストールすることができます。上記に加えて、ライセンス契約者はアーカイブ/バックアップ目的に限り、本ソフトウェア製品のコピーを 1 部作成することができます。ただし、(1) 本ソフトウェア製品の本番使用は指定された使用に限定され、(2) 災害復旧テストにおける本ソフトウェア製品の使用は、3 か月の間に 1 週間に制限されることを条件とし、また、(3) ライセンス契約者は、前文に基づきインストールされたコピーが操作不能で、ライセンス契約者がアンインストールした場合を除き、本製品のコピーをインストールして使用することを誰にも許可してはならず、当該のコピーは削除するものとします。ライセンス契約者が作成したソフトウェア製品のかかるコピーは、Arcserve の独占的財産であり、本契約の条件に従うものとし、また、原本に含まれるすべての商標、著作権、特許、およびその他の知的財産権の通知を含むものとします。
 - (iii) ライセンス契約者は、本契約、該当するオーダー フォームまたは価格表、およびドキュメントに基づき、適切にインストールされたソフトウェア製品を社内での業務のみに使用および実行するものとします。
 - (iv) 本書に記載されているソフトウェア製品は、専用データおよびその過半数を所有する子会社のデータを制限的に (場所、コンピュータ機器、および許可された使用法で) 処理するためにのみ使用するものとします。ライセンス契約者がこの制限を超えて本ソフトウェア製品を使用することを希望する場合、ライセンス契約者は Arcserve に対してその旨を通知すると共に、使用範囲の拡張に対して請求される所定の料金を支払うものとします。購入したソフトウェア製品がハードウェア製品に含まれている場合、ライセンス契約者は、ハードウェア製品で実行されているインスタンスを除き、「復旧ポイント サーバ」または「サービス ノード」機能の追加インスタンスをインストールすることを制限するものとします。
 - (v) 本書またはオーダー フォームまたは価格表が許可する範囲で、ソフトウェア製

品のコピーをあるコンピュータから別のコンピュータに転送できますが、(1)ソフトウェア製品が一度にインストールされるコンピュータ数が、ライセンス契約者がライセンスされた数を超えないこと、ならびに(2)ライセンス契約者は、かかる転送について、本契約に従って、ソフトウェア製品がインストールされている各コンピュータで必要とされる情報を含む通知を書面で Arcserve に到達するものとします。

3. 使用制限

A. 本契約が明示的に許可する場合、適用法が要求する場合、または Arcserve の事前の書面による同意がある場合を除き、ライセンス契約者は、認定ユーザに対して、直接的または間接的に次のいずれかを行わないことを要求するものとします。

- (i) 第 2 項に従って供与されたライセンスの範囲を超えて、または許可された使用法を超える方法で使用することを含め、本契約の条件に違反して製品またはドキュメントを使用すること。
- (ii) 製品またはドキュメントに関連する Arcserve の知的財産権を侵害すること。
- (iii) ライセンス契約者の下請け業者、独立請負業者、関連会社、またはサービス プロバイダー等の第三者に、製品または製品の機能へのアクセスを提供する、使用を許可する、またはその他の方法で利用可能にすること。インターネットまたは任意の Web ホスティング、広域ネットワーク(WAN)、仮想プライベートネットワーク(VPN)、仮想化、サービスとしてのソフトウェアに関連するものを含む、ネットワーク経由またはホストベースであるかどうかにかかわらず、認定ユーザ、クラウド、またはその他のテクノロジーあるいはサービス、または製品の全体または一部を変更する、あるいは他者が製品に関して前述のいずれかを実行できるようにすること。
- (iv) 特許の有無にかかわらず、本製品またはドキュメント、あるいはその一部を修正、翻訳、翻案、またはその他の方法で二次的著作物または改良を作成すること。
- (v) 本ソフトウェア製品またはその一部を他のプログラムと組み合わせること、または他のプログラムに組み込むこと。
- (vi) ソフトウェア製品を開示、逆コンパイル、デコード、分解、またはリバース エンジニアリングする、またはソフトウェア製品あるいはその一部のソース コードまたは企業秘密を取得または取得を試みること。
- (vii) ソフトウェア製品の技術的またはセキュリティ上の制限を回避すること：
- (viii) 設備管理を提供するために、またはサービス ビューロ、タイムシェアリング契約などの活動に関連してソフトウェア製品を使用し、ライセンス契約者が当該目的で Arcserve からライセンスを購入することなく、本製品を購入していない第三者の利益のために本製品を操作または使用すること。
- (ix) 本ソフトウェア製品に関する許可された使用法を他の Arcserve 製品と交換すること。本ソフトウェア製品は、単一の製品としてライセンス供与されます。本製品の構成要素を分離して使用することはできません。

- (x) 製品またはドキュメントに提供されている、またはそのコピーを含む、Arcserve またはそのライセンス提供者の所有権を示すマーク、商標、著作権、特許、またはその他の知的財産権または所有権の通知を取り除く、削除、変更、または不明瞭にすること。
 - (xi) ここに明示的に既定されている場合を除き、本ソフトウェア製品またはドキュメントの全部または一部をコピーすること。
 - (xii) 製品またはドキュメントの担保権を供与、譲渡、割当、賃貸、リース、貸与、販売、サブライセンス、配布、公開、またはその他の方法で処分すること。
 - (xiii) 法律、規制、または規則に違反して本製品またはドキュメントを使用すること。
 - (xiv) 製品のベンチマーク テストの結果を第三者に公開すること。
 - (xv) 本製品またはドキュメントを、本製品の競合分析、競合するソフトウェア製品またはサービスの開発、あるいは Arcserve の商業的に不利なその他の目的のために使用すること。
 - (xvi) ライセンス契約者が支払いを行っておらず、Arcserve が該当する料金を受領していない製品を使用すること。
- B. ライセンス供与されているソフトウェア製品ならびに本契約に従ってインストールされているハードウェア製品が、顧客に直接または間接的にマネージド サービスを提供するために使用される場合、ライセンス契約者は、その認定ユーザに、より低い価格設定を達成するために、製品の許可された使用法の資格を集約するために直接的または間接的に第三者との企図しないものとし、また、そのように許諾使用者に対してそうしないように求めるものとします。
- C. ライセンス供与されているソフトウェア製品ならびにインストールされているハードウェア製品に StorageCraft の VirtualBoot または OneSystem サービスが含まれている場合、ライセンス契約者は、認定ユーザに直接的または間接的に以下の使用制限を適用するものとします。
- (i) VirtualBoot がライセンス契約者に提供された特定のソフトウェア製品以外のソフトウェアが作成したイメージ ファイルと組み合わせて VirtualBoot を使用すること。
 - (ii) イン트라ネット上またはその他の社内業務上のコピーまたはフレーム化を除き、OneSystem サービスの一部またはコンテンツをコピー、フレーム化、あるいはミラーリングすること。
 - (iii) OneSystem サービスまたはそれに含まれる第三者のデータの整合性またはパフォーマンスを阻害または妨害すること。
- D. 本製品は、Arcserve から書面にて承諾を得ない限り、本製品のライセンス購入国の国内でのみ使用することができます(オーダー フォームまたは価格表に別途定められている場合を除く)。
- E. ライセンス契約者が本契約の条件に違反した場合、またはソフトウェア製品の該当する

期間が失効または満了した場合、ソフトウェア製品を使用するライセンス契約者の権利は終了し、ソフトウェア製品の機能が停止する可能性があります。ソフトウェア製品には、Arcserve システムに常時接続するために、信頼性の高いインターネット接続が必要な場合があります。必要なシステム要件が満たされないソフトウェア製品は、機能を失う、機能が停止する、または非アクティブ化することがあります。またソフトウェア製品の中には、特定の OS またはマシンでの使用およびインストールに対してのみライセンスが供与されるものがあります。

4.特定の製品に関連する条件と制限

- A. 永久ライセンス。マスター MSP ライセンス契約者は、ライセンス契約者にライセンス供与されたソフトウェア製品の機能を永久的に使用して、第三者にマネージド サービスまたはプロフェッショナル サービスを提供することはできません。
- B. サブスクリプションに基づくライセンス。ライセンス契約者が MSP である場合、または第三者にマネージド サービスまたはプロフェッショナル サービスを提供するビジネスを行う場合、ライセンス契約者は、顧客が所有するコンピュータにソフトウェア製品を本契約に違反しない範囲でインストールして使用するために、サブスクリプションに基づくソフトウェア製品のライセンスを取得できます。ライセンス契約者が販売店、代理店、またはマスター MSP(総称して「ディストリビュータ」)を通じてサブスクリプションに基づくソフトウェア製品のライセンスを取得する場合、ライセンス契約者は、かかるディストリビュータが使用または配布に関連する料金を支払わなかった場合、またはソフトウェア製品の使用、あるいはその他の方法で Arcserve(またはその子会社または関連会社)との契約に違反した場合、ライセンス契約者によるソフトウェア製品の使用、ポータルへのアクセス(存在する場合)、ならびに製品サポートが一時停止または終了される場合があります。ライセンス契約者はさらに、ソフトウェア製品の継続的な配信を許可するために、かかるディストリビュータとのライセンス契約者の合意が Arcserve またはその被指名人に割り当てられる可能性があることを理解し、認め、同意するものとします。ライセンス契約者がサブスクリプションに基づく MSP として、または顧客データの保護、管理、ならびに保存に従事するビジネスの一部としてソフトウェア製品のライセンスを取得する場合、ライセンス契約者は、(i)本契約が終了した場合に顧客に悪影響を与える可能性のある本契約のすべての条件を書面で顧客に通知する。(ii)本契約に準拠した管理されたプロフェッショナル サービスを提供し、ライセンス契約者の顧客が本契約の要件に準拠していることを確認する。(iii)顧客と書面による契約を締結するものとし、その条件には、(1)Arcserve がソフトウェア製品の所有者であること(2)ソフトウェア製品は、顧客ではなく、ライセンス契約者にライセンスが供与されること(3)ソフトウェア製品は不具合があった場合でも「現状有姿」でライセンス供与され、法令、法律の運用、またはその他の方法でソフトウェア製品に関連する、明示または黙示、書面または口頭による保証、表明、または条件がないこと(4)Arcserve は、直接的、偶発的、間接的、特殊的、懲罰的、または結果的にかかわらず、いかなる損害についても責任を負わないことを含むものとし(款(iii)(1)から(iii)(4)を総称して「最小顧客条件」)。(iv)顧客に最小顧客条件を通知しなかった場合、Arcserve とその親会社、関連会社、および子会社を、かかる不履行から生じるすべての請求、損害、および責任から補償し、無害にするものとし(す)。
- C. IT Edition(IT 版)ライセンス。IT Edition ライセンスでは、ライセンス契約者が指定技術者を特定する必要があります。ライセンス契約者は、暦四半期ごとに1回、後任の指定技

術者を任命することができます。Arcserve は、ライセンス契約者による IT Edition の使用を監査して、本契約への準拠を判断する権利を有するものとします。IT Edition は、USB フラッシュ メディアから直接使用する、または、特殊な環境では、Three-day ISO から使用する、あるいは 10 日間に 2 回以上ダウンロードすることはできず、ソフトウェア製品の USB フラッシュ メディア版は対象コンピュータで実行できないか、ライセンスサーバの使用は適切なソリューションではありません。Arcserve は、独自の裁量により、ライセンス契約者が Three-day ISO にアクセスまたは作成する機能に条件を課す、一時停止する、または終了することがあります。ライセンス契約者は、IT Edition のライセンスをその代理人、従業員、代表者、または第三者間でコピー、インストール、再配布、または共有してはならず、IT Edition の機能の全部または一部を自動化またはスクリプト化してはなりません。

- D. **OneSystem Service** ライセンス。OneSystem Service ライセンスは、OneSystem オフプレミス コンソール管理サービス ソフトウェアの機能にリモート アクセスする権利のみを許可します。ライセンス契約者は、OneSystem Service の使用において商業的に合理的なセキュリティ対策を講じるものとします。

5. 知的財産権および所有権

- A. ライセンス契約者は、本ソフトウェア製品がライセンスに基づいて提供され、ライセンス契約者に販売または譲渡されるものではないことを認めるものとします。ライセンス契約者は、本契約、契約条件、制限、および許可された使用法に従って本ソフトウェア製品またはドキュメントの所有権を取得したり、本契約に従って供与されたライセンスに基づき本ソフトウェア製品またはドキュメントを使用およびアクセスする以外の本ソフトウェア製品に対するその他の権利を取得したりすることはできません。Arcserve とそのライセンス提供者およびサービス プロバイダーは、本契約でライセンス契約者に明示的に供与されたライセンスを条件とする、すべてのコピー、アップデート、アップグレード、リリース、改訂、拡張、変更、翻訳、ローカリゼーション、コンポーネント、機能、およびドキュメントまたはソフトウェア製品に起因または関連するすべての知的財産権を含むがこれらに限定されない、ドキュメント、ソフトウェア製品に対するすべての権利、権原、および利益を留保し、保持するものとします。ライセンス契約者は、すべての本ソフトウェア製品(そのすべてのコピー等の)を侵害、不正流用、盗難、誤用、不正アクセスから保護するために、商業的に合理的な努力を払うものとします。ソフトウェア製品およびドキュメントを使用およびアクセスするライセンス契約者の権利は、本契約で明示的に特定されている権利に限定されます。
- B. 本ソフトウェア製品(本契約に基づきライセンス契約者に提供される場合があるソースコードおよびオブジェクト コード等)、関連ドキュメント、外観、構造、および構成は、Arcserve またはライセンス提供者、あるいはその両者の専有する財産であり、著作権、特許権、商標権、企業秘密、その他の法律によって保護されています。本ソフトウェア製品の権利、および該当する SDK(以下に定義)によってコピー、改変、翻訳、部分的コピー、生成、派生、または融合することで作成したソフトウェアのすべての権利は、例外なく Arcserve またはライセンス提供者、あるいはその両者に帰属します。
- C. 第 5 項を含む本契約は、ソフトウェア製品の更新、アップグレード、修正、改訂、または拡張に適用されます。
- D. ライセンス契約者は、当該ソフトウェア製品が、電子データのバックアップ、複製、な

らびに転送機能が含まれていること、およびこれらのプロセスでは、デジタル ファイル、ソフトウェア プログラム、および著作権などの第三者の知的財産権によって保護される可能性のあるその他のデータを含む、かかるデータのコピーが必要であることに同意するものとします。ライセンス契約者は、Arcserve が、ソフトウェア製品を使用して作成、複製、または転送するバックアップ イメージに含まれるデータに関する知識を持たないこと(データに適用される第三者の知的財産権に関する知識も含まない)を理解し、同意するものとします。ライセンス契約者は、かかるバックアップ イメージのコンテンツに関連する法律を理解し、遵守することが単独の義務であることを認め、同意するものとします。ライセンス契約者は、ソフトウェア製品の使用が、バックアップ イメージに含まれるデータのバックアップ、コピー、または転送を管理する、適用される国際、国、州、地域、または現地の法律あるいは規制に違反しないことを表明および保証するものとします。

6. ポータル；パスワード

- A. ライセンス契約者がポータルの使用を許可されている場合、ライセンス契約者は(i)ポータル アクセス資格情報を使用して行われるすべてのトランザクション、(ii)かかる資格情報を使用して行われるデータまたはアカウントに加えられたすべての変更、(iii)ライセンス契約者が資格情報の使用を許可した人だけがアクセスできるようにする(iv)ライセンス契約者の資格情報を使用してポータルで展開、発行、またはプロビジョニングされたすべての製品および製品サポートに対して支払うべき料金および料金の適時の支払いの責任を単独で負うものとします。万が一ライセンス契約者がアカウントまたは資格情報への不正アクセスを察知した場合は、ライセンス契約者は速やかに Arcserve に通知 (security@arcserve.com) しなければなりません。Arcserve がセキュリティ違反が発生した、または発生する可能性があると判断した場合、Arcserve はライセンス契約者のポータルアカウントを一時停止し、ライセンス契約者にパスワードおよびその他の資格情報の変更を要求する場合があります。
- B. ライセンス契約者は、製品、ポータル、またはその他のシステムに対するパスワードあるいはその他の資格情報を喪失すると、ライセンス契約者のデータにアクセスできなくなり、製品、システム、またはポータルを使用できなくなる可能性があることを理解しているものとします。Arcserve には、(i)ライセンス契約者が作成したパスワードを保持、維持、または監視する義務、(ii)パスワードの紛失に関連する責任、または(iii)その回復を支援する義務を負わないものとします。ライセンス契約者はパスワードを作成ならびにデータを暗号化した時点で、パスワードと関連データの損失に関連するすべてのリスクを理解していなければなりません。

7. 製品サポート

- A. Arcserve は、自社製品の製品サポートを提供しています。Arcserve は、製品サポート ガイドラインを随時更新する権利を留保し、かかる更新は、Arcserve の Web サイトに掲載され、掲載日にその効力を発揮するものとします。
- B. 製品サポートは、次の範囲内で、Arcserve が提供します。
 - (i) ハードウェア製品および永久的または期間に基づくソフトウェア製品の場合、ライセンス契約者が製品サポートを購入して適切に支払った場合、Arcserve はオーダー フォームまたは価格表に記載されている期間の製品サポートを提供し

ます。初期製品サポート期間の満了後、Arcserve の製品サポートを継続的に受けることを希望する場合は、オーダー フォームまたは価格表に指定されている製品サポートを更新するためのライセンスが必要となります。

- (ii) サブスクリプションに基づく製品の場合、Arcserve はサブスクリプション ライセンスの一部として製品サポートを提供するものとします。サブスクリプション期間の満了後、ライセンス契約者は、製品の使用を継続し、Arcserve から製品サポートを受けるために、オーダー フォームまたは価格表で指定された製品サポート サブスクリプションを更新する必要があります。
 - (iii) ライセンス契約者の利用量に基づいて請求されるサブスクリプションに基づく製品の場合、Arcserve は、Arcserve ならびに該当するディストリビュータのライセンス契約者との取引関係が順調であり、ライセンス契約者が本契約またはその他の Arcserve またはディストリビュータと締結した契約の条件に違反していない限り、製品サポートを提供するものとします。
- C. ライセンス契約者が該当する製品サポート料金の更新および支払いを怠った場合、Arcserve の製品サポートの提供義務は終了します。その後、ライセンス契約者は、Arcserve に、料金が支払われていない各年の Arcserve の当時の一般的な製品サポート料金の 150% に相当する料金を支払うことで製品サポートを再開することができます。
- D. 本書に記載されている場合、または Arcserve が書面で合意した場合を除き、プラグイン、SDK、API、統合ツール、アルファ/ベータライセンス、無料版、社内使用/非売品ライセンス、試用版/評価ライセンス、Community Edition 版、または一般に、Arcserve に料金または金銭的対価が支払われなかった製品、ユーティリティ、またはツールの製品サポートは提供されません。
- E. ライセンス契約者は、Arcserve が、本製品、本ソフトウェア製品のバージョン、本ソフトウェア製品の機能、本製品のサポート、本製品の保守、およびサードパーティ製品(OS とプラットフォームを含むがこれに限定されない)のサポートを随時変更、更新、および中止する可能性があることを認め、これに同意するものとします。これには、需要の変化やセキュリティやテクノロジーの強化を含みますが、これらに限定されません。
- F. Arcserve は、ライセンス契約者による製品およびクラウド サービスの使用に関する技術情報および関連情報を収集および処理し、かかる情報を使用して、問題のサポートとトラブルシューティング、請求、傾向の分析、および製品とクラウド サービスの改善を行う場合があります。

8. 保証

- A. Arcserve は、本契約の締結、および本契約に記載されているソフトウェア製品ライセンスを供与する権利を有することを保証します。Arcserve はまた、ソフトウェア製品が、ライセンス契約者が本ソフトウェア製品のライセンスを取得してから30日間、通常の動作環境下で、ドキュメントに記載された仕様に基づき実質的に動作することを保証するものとします。上記の保証期間中にライセンス契約者が本保証の違反を Arcserve に書面で通知した場合、Arcserve の全責任およびライセンス契約者の唯一の救済手段は Arcserve の単独の選択により、(i) 合理的な時間内に本ソフトウェア製品を修正、修理または交換する、または (ii) 上記の保証の違反に関するライセンス契約者の書面による通知を受け取ってから妥当な時間内に、Arcserve がソフトウェア製品を Arcserve の書面の

ドキュメンテーションに基づき動作させることができない場合、いずれかの当事者は書面による通知により本契約を終了することができるものとします。Arcserve または正規販売代理店は、かかる非準拠のソフトウェア製品に対してライセンス契約者が支払った関連ライセンス料金を返金します。Arcserve の返金義務は、ライセンス契約者がソフトウェア製品を Arcserve またはソフトウェア製品を入手した認定再販業者に領収書と共に返品後にのみ発生するものとします。このセクションに記載されている保証は、以下の第 15.E 項で定義されている Community Edition 版、ソフトウェア製品のアルファ/ベータ版、試用または評価ベースでライセンスされたソフトウェア製品、以下のセクション 15 でカバーまたは参照されているその他の製品ライセンス、またはSDK/APIには適用されません。

- B. 上記の款(A)の保証は、(i)ソフトウェア製品が本契約、ドキュメント、または適用法の条件に基づき使用されていない場合、(ii)ソフトウェア製品が、意図されていない目的または用途に使用された場合、(iii)変更、乱用、または損傷による不具合、(iv)ライセンス契約者が Arcserve が推奨するアップデート、アップグレード、またはその他のアクションまたは指示を適用しなかったことから起因する問題、(v)ライセンス契約者または第三者が提供した作為または不作為、あるいはそれらによって提供された資料に起因する問題、(vi) Arcserve の合理的な制御の及ばない原因に起因する問題には適用されません。
- C. 上記第(A)項に定める保証期間の終了後、ライセンス契約者が本ソフトウェア製品について Arcserve から製品サポートを受け、Arcserve が合理的な期間内に本ソフトウェア製品を Arcserve のドキュメンテーションに基づき動作させることができない場合、ライセンス契約者は、Arcserve に書面で通知して本契約を終了することができ、Arcserve または正規販売代理店は、その時点での保守およびサポート期間が終了するまでの当該終了期間に関連する前払いおよび未使用の製品サポート料金を返金するものとします。欠陥のあるソフトウェア製品がサブスクリプション ベースで購入された場合、ライセンス契約者が購入領収書を添えて Arcserve または本ソフトウェア製品を入手したその正規販売店に本ソフトウェア製品を返品した場合にのみ、返金が行われるものとします。
- D. 上記の第 8.A 項に記載されている明示的保証を除き、本ソフトウェア製品は不具合があったとしても「現状有姿」で提供およびライセンス供与され、明示的または黙示的、書面または口頭による保証、表明、または本契約に基づく、あるいは本契約に関連して提供されるソフトウェア製品またはその他の Arcserve ソフトウェア製品またはサービスに関して、法令、法律の運用、またはその他の方法で発生する条件はありません。適用法で認められる最大限の適用範囲で、Arcserve とその第三者のライセンス提供者およびサプライヤ、特定のソフトウェアのコントリビューターは、商品性、満足のいく品質、中断のない使用、非侵害、特定目的への適合性の黙示の保証を含むがこれに限定されない、明示、黙示、または満足度を問わず、すべての保証および条件を否認します。さらに、Arcserve は、本ソフトウェア製品がライセンス契約者の要求を満たしていること、または本製品の使用が中断されないこと、または欠陥がないことを保証しません。
- E. 本製品は、耐故障性を有さないテクノロジーを使用しており、本ソフトウェアの不具合が死亡、身体傷害、または重度の身体的、物的、もしくは環境的損害につながるような環境または用途で使用するために設計、製造されたものではなく、そのように使用されるものでもありません。
- F. 代理人、ディストリビュータ、または Arcserve 正規販売代理店あるいはMSPなどの第三

者が、Arcserve に代わり、上記の保証に対して修正または追加を行うことは一切許可されていません。

- G. 州や管轄区域によっては、黙示的保証の除外を認めていないことがあるため、上記の除外はライセンス契約者には適用されない場合があります。ライセンス契約者は州や管轄区域によって異なる別の法的権利を有する場合があります。黙示の保証が適用法の下で否認されない場合は、かかる黙示の保証は、ソフトウェア製品のライセンスをライセンス契約者が取得してから30日以内に制限され、この条項に定められた排他的救済規定に従うものとなります。

9. Arcserve の補償

- A. Arcserve は、ライセンス契約者が本契約どおりの本ソフトウェア製品を使用したことによる、第三者の特許、著作権、またはその他の知的財産権を侵害するという第三者の申し立てから、ライセンス契約者を補償し、損害を与えることなく、第三者からのいかなる請求も弁済またはその選択により解決するものとなります。本項に定める Arcserve の補償義務は、(i)ライセンス契約者が申し立ての通知を受領してから 10 日以内(または準拠法により早急に要求される場合はその期日以内)に、すみやかに Arcserve に書面で通知すること、(ii) Arcserve に弁済および和解交渉の単独管理を提供すること、(iii)申し立てに対する弁済または和解のために情報、権限、および支援を提供すること、(iv)申し立ての対象となる本ソフトウェア製品の使用または所有をただちに停止すること、および、(v) Arcserve の書面による事前の同意なしに申し立ての有効性を認めない、または Arcserve が申し立てに異議を唱える能力を損なう可能性のある行動をとらないことを条件とします。
- B. Arcserve が本ソフトウェア製品を構成する内容物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害している可能性があるとして判断した場合、Arcserve は、内容物を(その機能を実質的に維持しながら)侵害しないように修正するか、ライセンス契約者の継続使用を許可するライセンスを第三者から取得するかのいずれかを選択することができます。上記のいずれも不可能な場合は、合理的な条件、費用、および支出を理由に、Arcserve は、ライセンス契約者への書面による通知により本契約を終了する場合があります。正規代理店は、(i)永久ライセンスの場合、ライセンス契約者がソフトウェア製品を Arcserve またはソフトウェア製品を入手した認定再販業者に購入領収書を含めて返品した場合のみ、権利を侵害しているソフトウェア製品に対してライセンシーが支払った料金を購入日から5年ごとに定額法で減価償却した額を返金する、(ii)サブスクリプションライセンスの場合、侵害しているソフトウェア製品に対してライセンス契約者が Arcserve に支払った前払いおよび未使用の料金を返金するものとなります。
- C. Arcserve は、ライセンス契約者が(i)本ソフトウェア製品または本ソフトウェア製品を構成する内容物を変更または修正した場合、(ii)Arcserve またはその正規販売店が指定する方法以外の方法を含む、本契約、オーダー フォームまたは価格表および関連するドキュメントに定められた使用範囲外で本ソフトウェア製品を使用した場合、(iii)本ソフトウェア製品の最新版を使用することで侵害を回避できた場合には、破棄された本ソフトウェア製品のバージョンを使用した場合、または(iv) Arcserve が書面で提供または承認していない他のソフトウェア、ハードウェア、またはその他の内容物を使用して本ソフトウェア製品を使用した場合、ライセンス契約者を免責、弁済、または損害を与えないようにする責任を負わないものとなります。最後に、Arcserve は、特許、商標、および著作

権に関する世界知的所有権機関の条約に加盟していない国での使用または所有について申し立てが提起された場合、ライセンス契約者を補償しないものとします。

- D. 本項に記載されている侵害補償は、以下の第 15.E 項で定義されているように、Community Edition 版、ソフトウェア製品のアルファ/ベータ版、試用または評価に基づきライセンスされたソフトウェア製品、対象となるその他の製品ライセンスには適用されません。尚、以下の第 15 項または SDK/API を参照してください。さらに本項では、侵害の申し立ておよび損害に対するライセンス契約者の唯一かつ排他的な救済策を提供します。

- 10. ライセンス契約者の補償** ライセンス契約者は、法律で認められる最大限の範囲で、ライセンス契約者自身の費用と支出で、親会社、子会社、アフィリエイト、関連会社、およびその取締役、役員、従業員、代理人を含む Arcserve を、すべての起訴、訴訟、判決、請求、手続、命令、損失、責任、損害賠償、懲罰、罰金、費用、支出(弁護士費用および訴訟費用等)、ならびに(i) Arcserve が提供する製品、製品サポート、またはポータルライセンス契約者による不正使用または誤用、(ii) ライセンス契約者による製品、ポータル、または製品あるいはポータルの使用を通じて、適用法または第三者の知的財産権に違反して保存、バックアップ、複製、管理、操作、または転送するデータの使用、(iii) ライセンス契約者が第三者規定(以下に定義)に違反してソフトウェア製品を使用する、または(iv) ライセンス契約者が制裁および輸出管理法に違反する(以下に定義)ことから発生する付随的または結果的な損害、損失、費用または支出等のいずれから、擁護、補償、損害を与えないものとします。

11. 賠償責任の制限

- A. いかなる場合でも、Arcserve またはそのサードパーティのライセンス提供者、製造元、または含まれるソフトウェアのコントリビューターのいずれかは、ライセンス契約者または他のいかなる当事者に対しても、以下の事項について責任を負わないものとします。(I) ソフトウェアの使用、遅延、または使用不能、(II) 収益または利益の損失、(III) サービス、事業、または営業権の遅延、中断、または損失、(IV) データの損失、開示または破損、またはシステムまたはシステムサービスの障害、誤動作、またはシャットダウンに起因する損失、(V) 情報の正確な転送、読み取り、または送信の失敗、または正しい情報の更新または提供の失敗、(VI) システムの非互換性、不正確な互換性情報の提供、またはシステムセキュリティの違反、(VII) サードパーティ製ソフトウェアに関連する損失または損害、あるいは (VIII) 本製品の使用、操作または変更から生じた結果的、偶発的、間接的、例示的、特殊的、または懲罰的な損害について、契約違反、不法行為(過失等の) またはその他の原因を含むがこれに限定されないもの、当該の損害が予見可能であったかどうか、また Arcserve が当該の損害の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、本契約に起因または関連して生じる可能性があるもの。
- B. 上記に加えて、Arcserve が本製品に関連して本契約またはその他の方法でライセンスを取得する責任を負う場合、Arcserve は直接的な損害に対してのみ責任を負い、かかる責任は総計で、ライセンス契約者が製品に対して実際に支払ったライセンス料、またはサブスクリプションに基づいてライセンスが供与された製品の場合、書面による通知の直前の 6 か月間にライセンス契約者が支払った金額を下回る額に限定するものとします。
- C. 一部の司法管轄区では、偶発的または結果的な損害の除外または制限が許可されていないため、上記の制限または除外が適用されない場合があります。特定の国の消費者は、その地域に固有の特定の消費者保護法の対象となる場合があります、責任の変更または除外

が制限される場合があります。ライセンス契約者がビジネス目的で製品を取得した場合、ライセンス契約者は、該当する消費者保護法がライセンス契約者またはライセンス契約者による製品の使用に適用されないことを確認するものとします。Arcserve が適用法が暗示する条件または保証に違反し、本契約によって法的に変更または除外できない場合、法律が許可する最大限の範囲で、Arcserve のライセンス契約者に対しての責任は、(I)ソフトウェア製品の交換または修理、ならびに製品サポートの再供給、または(II)以下に基づき、ライセンス契約者が支払った料金を返金することに限定されます。また、(1)永久ライセンスの場合、ライセンス契約者が製品を Arcserve またはその正規販売代理店に購入領収書と共に返品した場合にのみ、ソフトウェア製品に対してライセンシーが支払った料金を購入日から5年ごとに定額法で減価償却した額を返金する、または(2)サブスクリプションライセンスの場合、ライセンス契約者が支払った Arcserve 製品の預払いおよび未使用の料金を返金するものとします。

12. 適用法の遵守、輸出管理、贈収賄防止

- A. ライセンス契約者は、本製品の使用および所有が、国際、国内、州、地域、および現地の準拠法を遵守していること、および今後も遵守が続くことを保証します。
- B. ライセンス契約者は、Arcserve、その従業員、およびその代理店が、(i)特定の当事者との取引、および(ii)米国のライセンス契約者から輸出される可能性のある技術およびサービスの種類とレベルがすべての制裁および輸出管理法に完全に準拠し、製品または直接製品が(1)制裁および輸出管理法に違反して直接的または間接的に輸出されていない、または(2)核兵器、化学兵器、または生物兵器の拡散を含むがこれらに限定されない制裁および輸出管理法によって禁止されている目的で使用されないことを保証し、かかる製品または直接製品の上記の使用を禁止する米国の輸出管理法の対象となることに同意するものとします。ライセンス契約者は、米国商務省の輸出管理局によって定められた輸出入規制および Arcserve ならびにライセンス契約者に適用される該当するすべての輸出入規制を遵守するものとします。
- C. 各当事者は、本契約を締結するにあたり、当事者またはその役員、従業員、代理人、代表者、請負業者、仲介者、あるいはその他の個人または事業体のいずれも、直接的または間接的にかかわらず、(i) 2010 年英国贈収賄防止法、(ii) 1977 年米国海外腐敗行為防止法、または (iii) 世界のいずれかの地域で適用されるその他の贈収賄防止法または規制に違反する行為を行っていないこと、または行う予定でないことを保証するものとします。
- D. ライセンス契約者は、製品またはその基礎となる情報あるいは技術をダウンロード、またはその他の方法で (i) キューバ、北朝鮮、イラン、スーダン、シリア、ウクライナのクリミア地域、または商品の輸出または再輸出に適用される米国の制裁の対象となるその他の国への (またはその国民あるいは居住者への)、(ii) 欧州連合、英国、または米国が課し、管理し、または施行した経済制裁あるいは禁輸措置の対象となる国または地域の居住者、(iii) 欧州連合の経済制裁の対象となる個人、グループ、およびエンティティの統合リストに含まれる人物またはエンティティ、米国財務省の特別指定国民および入国を拒否された人物または外国制裁回避者、米国商務省の拒否者リストまたはエンティティリスト、あるいは欧州連合、英国、または米国が維持するその他の制裁または制限された人物、または (iv) それ以外の場合、制裁および輸出管理法の対象に、エクスポートまたは再エクスポートしてはならないことを認め、同意するものとします。ライセンス契約者はさらに、本製品、または本製品(またはその直接製品)から生じるデータ、情報、

ソフトウェア プログラムならびに内容物を、本項に記載された国、地域、または人に対して、あるいは拡散関連の最終用途等の制裁および輸出管理法に違反して、もしくは制裁および輸出管理法で禁止された目的のために、直接または間接を問わず、輸出、再輸出、譲渡、あるいはその他の方法で利用可能な状態にしないことを保証するものとします。製品をダウンロードまたは使用することにより、ライセンス契約者は上記に同意したものとみなされ、ライセンス契約者ならびにライセンス契約者が所有または管理する、あるいはライセンス契約者が債務または管理する当事者のいずれも、かかる国の管理下にある、またはそのような国の国民または居住者、あるいはそのようリストにある個人または組織ではないことを表明および保証し、制裁および輸出管理法の遵守を保証するために必要な米国政府の許可を取得する責任がライセンス契約者にはあることを認めるものとします。

13. 政府による使用

- A. 第 13 項は、ライセンス契約者が政府エンド ユーザである場合、または米国連邦政府との契約、助成、協力協定、またはその他の活動に基づく元請業者または下請業者(任意の階層)である場合に適用されます。かかる場合、本項の条件は、政府エンド ユーザによる製品およびドキュメントの使用と開示に関連し、矛盾する条件に優先するものとします。
- B. ライセンス契約者が米国政府契約に従って製品を購入する政府エンド ユーザである場合、ライセンス契約者は、該当する米国政府契約に従って製品を注文することにより、本契約の条件に同意するものとします。
- C. 本契約に相反する表現がある場合でも、米国連邦政府への異議申し立ては、改正された Contract Disputes Act of 1978 に従って解決するものとします。本契約は、連邦調達規則 52.212-4(o)に基づく有効な政府契約が指定する保証を制限または否認するものではありません。保証違反が発生した場合、米国連邦政府は(i)ソフトウェアを注文した政府契約、(ii)連邦調達規則、および(iii)契約異議法、41 USC 7101-7109 に従ってすべての権利と救済を留保します。
- D. 製品および付随するドキュメントは商用として完全に私費で開発されています。ソフトウェア製品およびドキュメントは、48 C.F.R. § 2.101 で定義されている「商用アイテム」であり、「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェア ドキュメント」で構成されています。尚、かかる用語は、48 C.F.R. § 252.227-7014(a)(1), (4)-(5)で定義されており、該当する場合は、48 C.F.R. § 12.212 および 48 C.F.R. § 227.7202 で利用されています。政府エンド ユーザは、ソフトウェア製品およびドキュメントが、本契約が規定する条件に従って、ソフトウェア製品の他のすべてのエンド ユーザに供与される権利範囲での商用アイテムとしてライセンス供与されることを認めるものとします。
- E. 本契約の第 20.I 項(準拠法)および 20.K(異議解決)は、政府エンド ユーザには適用されないものとしませんが、米国連邦政府の元請業者および下請業者には適用されます。本契約の他のすべての条項は、規定通り、効力を発揮します。

14. サードパーティ製ソフトウェア ライセンス契約者は、ソフトウェア製品が特定のサードパーティ製ソフトウェアまたはサードパーティのオープンソースソフトウェアライセンス(「オープンソースコンポーネント」と共に(両方とも別個のライセンス条件(「第三者規

定」)で)配布される場合があることを認めるものとします。Arcserve がライセンス契約者に提供するサードパーティ製ソフトウェアおよびオープンソースコンポーネントに関する情報は、<https://www.arcserve.com/third-party-terms> に詳細が記載されています。ライセンス契約者はさらに、第三者規定の条件が、本契約の条件の代わりに、かかる第三者ソフトウェアおよびオープンソースコンポーネントに適用されることを認めるものとします。第三者規定の条件は、ライセンス契約者にソフトウェア製品の権利、権原、または利益を与えるものではありません。オープンソースコンポーネントに適用される第三者規定が、当該オープンソースコンポーネントに関する本契約の制限のいずれかを禁止している場合、当該の制限は、当該の禁止の影響を受けるオープンソースコンポーネントには適用されません。オープンソースコンポーネントに適用される第三者規定に必要な範囲で、オープンソースコンポーネントに関連するソースコードまたは関連情報を提供することを Arcserve に要求する場合、かかる申し出はここに行われるものとします。ソースコードまたは関連情報のリクエストは、opensource@arcserve.com にのみ送信されるものとします。ライセンス契約者は、本ソフトウェア製品の初回納品時にオープンソースコンポーネントに関する通知を受領することを認めるものとします。

15. アルファ/ベータ版、無料版、社内使用/非売品、トライアル/評価版、UDP コミュニティ版

- A. アルファ/ベータ ライセンス本ソフトウェア製品がプログラムのアルファ版もしくはベータ版(以下、「ベータ プログラム」または「ベータ 版」といいます。)であり、その時点で完成版ではない場合、Arcserve は完成版リリースがベータ プログラムと同一であること、および完成版リリースが再インストールを必要としないことを保証するものではありません。ライセンス契約者は、Arcserve が要求する場合、ライセンス契約者のソフトウェア製品操作エクスペリエンスに関する特定の情報を Arcserve に提供することに同意するものとします。ライセンス契約者は、本ソフトウェア製品のベータ バージョンが(i)テスト目的にのみ使用され、Arcserve が書面にて承諾した場合を除き本番稼働しないこと、(ii)テストおよびデバッグが完了していない試験的なプログラムであり、付属するドキュメントが多くの場合最終版でないことを認識し、これに同意するものとします。ライセンス契約者は、本ソフトウェア製品のベータ バージョンの完全性、正確性、ライセンス契約者による使用または操作について、Arcserve が一切の表明を行わないことに同意するものとします。ライセンス契約者が本ソフトウェア製品のベータ バージョンのテスターである場合(「テスター」は、本ソフトウェア製品のベータ バージョン入手前の登録時に同意したベータ テスト契約に定められています)、ライセンス契約者は、本契約条件がベータ テスト契約の追加条件であり、ベータ テスト契約が本契約条件よりも優先して適用されることに同意するものとします。
- B. 無料版。ソフトウェア製品の無料版(制限モード)は機能およびソフトウェア製品で現在ご利用いただける一部の言語での製品サポートに制限が課されています。無料版で無効になっている機能を有効にするため、本ソフトウェア製品の有償版にアップグレードすることができます。無料版に対してサポートされているサポート オプションおよび言語は、通知なく変更されることがあります。
- C. 社内使用/非売品(「NFR」)ライセンス。ソフトウェア製品が社内使用/NFRライセンスである場合、ソフトウェア製品は、社内使用のみに利用でき、販売、転売、譲渡、またはリースすることはできず、Arcserve の単独の裁量により、停止、非アクティブ化、ならびに終了の対象となります。

- D. 試用/評価ライセンス。ソフトウェア製品が試用または評価のためにライセンス供与されている場合、ライセンス契約者は、別の期間が特に明記されていない限り30日間の評価期間(「試用期間」)に第3項で規定する使用制限に従って、ソフトウェア製品の機能および相互運用性のテストならびに評価などの評価目的でのみソフトウェア製品を使用することに同意するものとします。トライアル期間が終了したら、ライセンス契約者が本ソフトウェア製品を使用する権限は自動的に失効し、ライセンス契約者は本ソフトウェア製品のインストールを消去し、本ソフトウェア製品の部分的コピー等のすべてのコピーを Arcserve に返却するか、本ソフトウェアの部分的コピー等のすべてのコピーがライセンス契約者のコンピュータおよび記憶装置から削除され、破棄されたことを Arcserve に対して書面にて保証することに同意するものとします。ライセンス契約者がトライアル期間の終了後も本ソフトウェア製品の使用を継続することを希望する場合は、Arcserve に連絡し、所定の料金を支払って本ソフトウェアのライセンスを取得するものとします。
- E. Community Edition(コミュニティ版)。ソフトウェア製品が以下に定義されている Community Edition. としてライセンスされている場合、上記の第3項に記載されている使用制限に加えて、(i)ライセンス契約者は、最大 1 TB の保護されたソースデータのみを所有するものとします。データをバックアップするライセンス契約者の機能は、保護されたソースデータが 1 TB に達すると停止し、ライセンス契約者は、必要な合計ストレージ容量に対して有料版の UDP のライセンスを取得する必要がある、ライセンス契約者は (ii)顧客ごとに Community Edition のコピーを 1 つだけダウンロードできますが、(iii)Community Edition を有料版の UDP と組み合わせることはできません(例：1TB の Community Edition と 9 TB の有料ライセンスを組み合わせると 10 TB のストレージを使用することはできません)。ここでの「Community Edition」とは、UDP プレミアム エディション(完全機能)から Arcserve Backup を差し引いたソフトウェア製品のライセンスをライセンス契約者に無料で提供することを意味します。Arcserve は、ライセンス契約者に UDP コミュニティ フォーラムへのアクセスを提供しますが、ライセンス契約者製品のサポートまたは支援を提供する義務はありません。ライセンス契約者は、UDP コミュニティ版の完全性、正確性、ライセンス契約者による使用または操作について、Arcserve が一切の表明を行わないことに同意するものとします。
- F. 第 15 項の款 A から E に記載されているソフトウェア製品およびライセンスに関して、かかるソフトウェア製品およびライセンスは、特定の目的と本契約で規定する明示的な保証および商品性、十分な品質、中断のない使用、非侵害および適合性の黙示の保証を含むがこれに制限されない、いかなる明示的または黙示的な保証なしに「現状有姿」で提供されます。さらに、Arcserve は、本ソフトウェア製品またはライセンスがライセンス契約者の要求を満たしていること、または使用が中断されないこと、あるいは欠陥がないことを保証しません。

16. ソフトウェア開発キット、API

- A. ソフトウェア製品にソフトウェア開発キット(「SDK」)または1つ以上のアプリケーション プログラミング インターフェイス、スクリプト、ならびに関連ツール(「API」)が含まれている場合、この段落の条件が適用されます。SDK には、ソフトウェア、API、および関連ドキュメントが含まれます。SDK および API は、サードパーティ製ソフトウェアまたはハードウェアの統合を可能にするソフトウェアを開発する、ソフトウェア製品を使用する、または代理人などのソフトウェア製品で機能するソフトウェアを開発する

など、ライセンス契約者の社内使用(API を用いて顧客に利益をもたらす可能性のある第三者に管理サービスを提供する MSP の場合を除く)専用に提供されます。ライセンス契約者による SDK および API は、ライセンス契約者(またはその顧客)によるソフトウェア製品の社内使用を強化するためにのみ使用することができます。さらに、ライセンス契約者は、SDK および API が、ライセンス契約者にライセンス供与された特定のソフトウェア製品と組み合わせてのみ使用する、およびソフトウェア製品で提供されるユーザーインターフェイス、または承認された第三者のユーザーインターフェイス、サービス、代理人、またはモジュールでのみ使用することに同意するものとします。また、ライセンス供与された特定のソフトウェア製品と競合する製品またはサービスと組み合わせて、あるいはそれらを開発するために、およびライセンス契約者または Arcserve 以外の者による所有権を示唆する方法で使用することはできません。ライセンス契約者に対して、本ソフトウェア製品または SDK/API を流通させる権利は一切付与されません。上記の第 3 項(A)に定める制限に加えて、ライセンス契約者は、SDK/API、関連ドキュメント、および SDK/API の実行可能な版等のいかなるアプリケーションも、第三者に対して、またはインターネット上で、コピー、開示、取引、または配布してはならず、また使用に抵触する形で使用してはなりません。本項に定める条件が、本契約に定められている他の条件と矛盾する場合は、SDK/API の使用に限り、本項の条件が優先して適用されます。

- B. 適用法で認められる最大限の範囲で、本契約に含まれるものにかかわらず、SDK および API は、特定の目的と本契約で規定する明示的な保証および商品性、満足のいく品質、中断のない使用、非侵害および適合性の黙示の保証を含むがこれに制限されない、いかなる明示的または黙示的な保証なしに「現状有姿」で提供されます。さらに、Arcserve は、本製品およびライセンスがライセンス契約者の要求を満たしていること、または本製品の使用が中断されないこと、または欠陥がないことを保証しません。

17. 料金

- A. オーダー フォームまたは価格表に記載された料金、またはライセンス契約者と Arcserve の正規販売代理店との間で合意された料金を支払うことにより、該当する期間にわたり本製品を使用する権利がライセンス契約者に供与されます。本製品を使用する権利には、注文書にあらかじめ定められた期間内に製品サービスを受ける権利が含まれる場合があります。本契約に従って支払われるすべての料金は、Arcserve との締結された契約に別段の定めがない限り、前払いされるものとします。ライセンス契約者は、ライセンス契約者に供与される本ソフトウェア製品の最新バージョンをすべてインストールするものとします。期間後、ライセンス契約者が料金を支払った場合、本書に記載されている継続的な製品の使用ならびにサポートを受けることができます。上記にかかわらず、ソフトウェア製品がオーダー フォームまたは価格表なしで本契約に従ってライセンス供与された場合、ライセンス契約者はその期間中ソフトウェア製品を使用する権利を有しますが、ライセンスには製品サポートを受ける権利は含まれません。ただし、署名ファイルやセキュリティ更新などの継続的なコンテンツ更新に依存するソフトウェア製品に関しては、ライセンス契約者は、ライセンス受諾の発効日から 1 年間、コンテンツの更新を受ける権利を有するものとします。
- B. すべての料金は税抜きで記載されます。ライセンス契約者は、連邦税、州税、地方税、消費税、使用税、付加価値税、および動産税など、政府または政府の関連機関より課せられるすべての関税および税金を、Arcserve より提示される請求書に基づき支払うことに同意するものとします(ただし営業税や所得税など、支払い義務が Arcserve に課せられ

るものを除きます)。これら諸税の免除を要求する場合は、Arcserve に対して適切な証拠書類を提供するものとします。

- C. 請求書に記載されている料金がライセンス契約者によって期限までに支払われなかった場合は、当該料金に課される利子(月 1.5% または該当する法定利率の上限の低い方)が発生するものとします。

18. 終了および停止

- A. Arcserve は、本契約を直ちに終了する権利を有し、Arcserve の他のすべての権利に加えて、ライセンス契約者が(i)合意した支払い条件に従って Arcserve に料金を支払わなかった場合、(ii)本契約またはライセンス契約者と Arcserve と締結したその他の契約のいずれかの条件に違反した場合、または(iii)支払い不能になった場合、または破産あるいは管財人の手続きがライセンス契約者によって開始された場合(「利益喪失事由」)に、Arcserve は支払われるべきすべての金額を直ちに要求いたします。
- B. 本契約またはライセンス契約者のライセンスが何らかの理由で終了した場合、ライセンス契約者はソフトウェア製品およびドキュメントの使用をすべて停止し、終了日から 30 日以内に、ソフトウェア製品のすべてのコピーおよび部分的なコピーをすべてのコンピュータおよびストレージデバイスから削除し、Arcserve に返品するか破棄し、使用を停止したことをライセンス契約者の正当に権限を与えられた取締役または役員により書面で Arcserve に証明しなければなりません。上記にかかわらず、ライセンス契約者によるソフトウェア製品の継続的な使用は常時本契約の対象であり、本契約に準拠して使用するものとします。第 18.B 項は、本契約の終了または満了後も無期限に効力を発揮するものとします。
- C. サブスクリプションまたは更新に基づくライセンスされているソフトウェア製品を使用およびアクセスするライセンス契約者の権利は、該当する期間の満了時に自動的に終了するものとします。
- D. 本契約に明示的に定められている場合を除き、支払われた、または支払われるすべての料金は、準拠法で認められる範囲を超えてキャンセルができず、返金されることはありません。
- E. Arcserve は、ライセンス契約者が (i) 合意した支払い条件に基づき Arcserve に料金を支払わなかった場合、(ii) 第 2 ~ 5 項に違反して製品を使用したと合理的に信じ得る場合、(iii) 本契約またはライセンス契約者が Arcserve と締結したその他の契約の条項に違反した場合、または (iv) 支払い不能となった場合、または破産あるいは管財人の手続きがライセンス契約者によって開始された場合に違反が解消されるまで、ライセンス契約者による製品の特定の機能へのアクセス、製品サポート、またはポータルへのアクセスを一時停止または保留するなど、本契約に基づく自身のパフォーマンスを保留する権利を有します。機能またはアクセスを一時停止するという Arcserve の決定により、一時停止の根底にある同理由で本契約を終了する権利を損なうことはありません。
- F. 第 2~5、10-12、18、19、20、21 項の規定、およびその性質上終了後も存続するその他の規定は、本契約の終了または満了後効力を発揮するものとします。

- 19. **守秘義務** 本契約により、ライセンス契約者は Arcserve の機密情報(「機密情報」)にアクセス

できるようになります。機密情報には、「機密」と指定された、または合理的な者が機密情報であることを理解する必要がある非公開情報が含まれます。ライセンス契約者は、Arcserve の機密情報を不正な配布から保護し、自身の機密情報を保護するのと同程度の注意を払って Arcserve の機密情報を使用しますが、いかなる場合でも注意を怠ってはいけません。ライセンス契約者は、本契約の履行においてのみ Arcserve の機密情報を使用するものとします。さらに、ライセンス契約者は、Arcserve の機密情報を次の文に記載する第三者以外に開示しないことに同意するものとします。ライセンス契約者は、Arcserve の機密情報を、本契約に含まれる条件と同等以上の保護方法で不正使用またはな開示から保護する必要があり、本契約のみを目的として機密情報を業務上知る必要がある従業員、代理人、または下請け業者にのみ開示することができます。法律で義務付けられているため、ライセンス契約者が機密情報を政府機関に開示することを妨げることはできません。但し、ライセンス契約者は、Arcserve に機密保持命令を求める機会があるとの意図の下、命令、召喚状、または証拠開示要求の写しを含む通知を (法執行機関からの指示がない限り) Arcserve に提供するものとします。また機密保持命令が供与されていない場合、ライセンス契約者は、法律、規則、規制、召喚状、勾引状、または命令を遵守するために必要な機密情報のみを開示し、当該機密情報を求める政府機関に当該情報の機密性を通知するものとします。

20. 一般

- A. **出荷。**すべてのソフトウェア製品は、出荷地渡し(FOB Shipping point)または電子納品にて提供されます。検収は、物理的な製品出荷、または電子納品のためのキー/アクセスコードの配信のうち、いずれか早い時点が受領時点とみなされます。
- B. **フィードバック。**ライセンス契約者から Arcserve に提供された本製品への提案、フィードバック、または修正案は、(いかなる形式でも) Arcserve が制限なく自由に使用することができ、当該の提案、フィードバック、または修正案に起因する本製品への変更は、Arcserve が独占的に所有するものとします。
- C. **モニタリング。**本ソフトウェア製品には、本ソフトウェア製品の不正使用を防止するために設計された技術的なコピー保護機能、またはその他のセキュリティ機能が含まれており、第 2-5 項 で禁止されているソフトウェア製品の使用を防止する機能が含まれます。ライセンス契約者は、当該のコピー保護またはセキュリティ機能に対する回避策を削除、無効化、回避、またはその他の方法で回避策を作成または実装しないものとします。
- D. **監査。**ライセンス契約者は、Arcserve から 10 営業日前に書面で通知があった場合に、認定ユーザ、コンピュータ、サーバ、または本ソフトウェア製品から利益を得ているその他の該当するユニット数を計算し、自己監査を行うことに同意するものとします。ライセンス契約者の自己監査により、ライセンス契約者の実際の使用が許可された使用を超えていることが判明した場合、ライセンス契約者は、Arcserve または希望する正規販売代理店から必要な追加ライセンスを調達するものとします。ライセンス契約者が Arcserve の要求に応じて自己監査を実施しない場合、または Arcserve が当該の自己監査の結果を疑う理由がある場合、ライセンス契約者に事前に書面で通知した上で、ライセンス契約者は、本契約に基づくライセンス契約者の義務の方法および履行を検査、監査、検証または監視する目的で、通常の営業時間内に、いつでも Arcserve または Arcserve によって任命された独立した公認会計士がライセンス契約者の敷地内に立ち入り、ライセンス契約者の帳簿および記録を検査することを許可するものとします。これには、適用されるすべての料金の支払いを含みますが、それに限定されることはありません。当該

の監査は、ライセンス契約者の事業運営への中断を最小限に抑えるものとします。Arcserve は、この権利を各暦年に 2 回以上行使することはできないものとします。監査の結果、ライセンス契約者が Arcserve に料金を過少に支払っていることが判明した場合、ライセンス契約者に請求書が送られ、請求日から 30 日以内に、Arcserve または該当する正規販売代理店に、支払うべき料金とライセンス契約者が支払った料金の不足分に相当する金額を支払うものとします。未払い額が料金の 5% を超える場合、または監査により本契約に基づく許可された使用の違反が明らかになった場合、ライセンス契約者は、Arcserve のその他の権利および救済手段を損なうことなく、監査を実施するための Arcserve の合理的な費用も支払うものとします。

- E. **通知。** 本契約の下で与えられ、送達されるすべての通知は、書面によって、以下のいずれかの手段で行います。(i) 通知される当事者に個人的に配達します (この場合、通知は実際の配達時に行われ、受領されたとみなされます)、(ii) 信頼できる国際的な翌日配達商用宅配サービス (FedEx など) を使用して、通知される当事者宛に送付します (この場合、通知は宅配サービスに預けてから 1 営業日後に配達されたとみなされます)、(iii) 電子メールで送信します (この場合、通知は実際の送信時に行われ、受領されたとみなされます)、(iv) 通知される当事者が通知を受領したことを証明できる他の任意の手段によって配達します (この場合、通知は受取日に行われ、受領されたとみなされます)。Arcserve の通知先: Arcserve, LLC, Attn: Legal Group, 6600 City W. Parkway., Suite 215, Eden Prairie, Minnesota 55344, USA、電子メールの宛先は legal@arcserve.com、および notices@arcserve.com です。ライセンス契約者の宛先は、ライセンス契約者またはその認定販売代理店または再販業者が Arcserve に提供した住所ならびに電子メール アドレスです。いずれの当事者も、上記の方法で相手方に 10 日前に書面で通知することにより、連絡先情報を変更することができます。
- F. **救済措置。** 本契約に定める Arcserve の救済措置は累積的なものであり、本契約に基づくか否かにかかわらず、Arcserve が法律上または衡平法上有するその他の救済措置に加えられるものであり、これに代わるものではありません。
- G. **譲渡。** ライセンス契約者は、Arcserve の書面による事前の同意なしに、本契約の譲渡や、本ソフトウェア製品を第三者に譲渡することはできません。Arcserve から当該の同意が得られた場合、ライセンス契約者は以下のことを確認する必要があります。(i) 本ソフトウェア製品全体が単一の受取人に譲渡され、細分化されないこと、(ii) 本ソフトウェア製品が譲渡時にライセンス契約者により削除されること、(iii) ライセンス契約者が受取人の完全な詳細を Arcserve に伝えること、および (iv) 受取人が本契約の条件に拘束されることへの同意。本項に違反して本契約に基づく権利または義務を譲渡しようとするライセンス契約者によるいかなる試みも無効となり、本契約の重大な違反とみなされます。Arcserve は本契約を、本ソフトウェア製品に関する Arcserve の権益を継承し、本契約に定める Arcserve の債務を負う第三者に譲渡できるものとします。また Arcserve は、本契約に基づく金銭債権を第三者に譲渡するか、本契約または上記の金銭債権に対し担保権を設定することができるものとします。
- H. **可分性。** 裁判所によって本契約のいずれかの条件規定が違法、無効、または執行不能だと判断された場合も、その他の条件規定はすべて完全な執行力および効力を持つものとします。
- I. **準拠法。** 本契約は、準拠法選択の条項にかかわらず、米国ユタ州の法律が適用され、

それに基づき解釈されます。上記にかかわらず、ライセンス契約者が製品のライセンスを取得する国の法律は、以下の第 21 項に記載する国固有の条件に別段の定めがある場合を除き、本契約に準拠するものとします。

- J. **管轄**。両当事者は、米国ユタ州または連邦裁判所の管轄権に全面的に服するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されないものとします。本契約または両当事者の関係に関する暫定的救済の訴訟（一時差止命令、仮差止命令、仲裁支援のための差し押さえ、または暫定的もしくは保全措置の命令を含むがこれらに限定されない）は、米国ユタ州ソルトレイクシティにおいてのみ提訴されるものとします。両当事者は、上記の暫定的救済または中間措置もしくは保全措置命令の訴訟の目的において、米国ユタ州ソルトレイクシティの州裁判所または連邦裁判所の専属管轄権に同意し、これに従うものとします。
- K. **異議解決**。本契約のいずれかの当事者の選出時に、申し立てられた不具合または欠陥を含むがこれに限定されない製品の性能、本契約または製品に関連する契約上、法定上、または慣習法上の保証の存在または違反、前述に関連する本契約の条件および義務ならびに前述に関連する本契約の履行、終了、取消、または違反の申し立て（総称して「仲裁紛争」）を生じる、または関連する異議、論争、または主張を最終的に解決するために仲裁手段を選択する場合があります。仲裁を選択した場合、両当事者は、仲裁紛争を構成する主張に対する陪審制裁判を受ける権利を明示的に放棄するものとします。Arcserve による侵害、著作権、商標または知的財産権の侵害、あるいは知的財産権の侵害または違反を構成する事実に起因する本契約の違反に対する主張は、仲裁紛争ではなく米国ユタ州ソルトレイクシティの管轄裁判所にのみ提起されるものとします。申立人が仲裁を選択する当事者である場合、不服を申し立てる前、またはその他の方法で裁判所に訴訟を起こす前に書面で仲裁を行う必要があります。被申立人が仲裁を選択する当事者である場合、相手方からの召喚状ならびに申し立てに回答および応答するために、最終日まで書面でこの旨を通知するものとします。ライセンス契約者が米国に居住している、または米国に本社を置く場合、仲裁は、仲裁時に有効な AAA Commercial Arbitration Rules（「AAA 規則」）に従ってアメリカ仲裁協会（「AAA」）が実施するものとします。但し、AAA 規則は、本契約または当事者の規定によって変更される場合があるものとします。ライセンス契約者が米国居住者でない場合、または米国内に事業所が存在しない場合、仲裁は、仲裁時に有効な ICDR International Arbitration Rules（「ICDR 規則」）に従って International Centre for Dispute Resolution（「ICDR」）が実施するものとします。但し、ICDR 規則は、本契約または当事者の規定によって変更される場合があるものとします。AAA 規則および ICDR 規則は、総称して「規則」と呼びます。規則の写しは、<http://www.adr.org> から無料で入手できます。当事者は、20 件の質問書、20 件の文書作成要求、3 件の第三者への召喚状、3 件の口頭証言録取、および 1 件の書面による質問書の寄託によって証拠開示を行う権利を有するものとします。両当事者は、両当事者間の仲裁には当事者間の申し立てのみが含まれ、当事者による第三者に対する申し立ては含まれないことを意図するものとします。当事者と第三者との間の他の異議は、仲裁に含まれないものとします。クラス仲裁は許可されません。仲裁は、規則に従って選出した 1 名の仲裁人によって行われるものとします。但し、仲裁人は、申し立てられた技術の知識を有する退職した州または連邦判事または外国の同等者でなければなりません。仲裁機関が請求する申立手数料、仲裁人手数料、およびその他の手数料は、最初に申立者が手続きの中で支払うものとします。仲裁は英語で行われるものとします。仲裁地は米国ユタ州ソルトレイクシティとします。裁定は最終的かつ当事者を拘束するも

のであり、Utah Uniform Arbitration Act が許可する理由が存在する場合にのみ、管轄裁判所に異議を申し立てることができるものとします。異議申し立てがない場合、裁定に関する判決は、管轄権を有する任意の裁判所に提出することができます。本契約および規則によって仲裁人に供与される権限を別途制限することなく、仲裁人は、公平な原則の行使権や公平な救済の供与権を持たないものとします。両当事者の仲裁への同意は、米国ユタ州ソルトレイクシティの管轄権を有する裁判所の、仲裁紛争とは無関係の異議を審理する能力、または一時的な差し止め命令、仮差止命令、仲裁支援、または暫定的または保守的な措置の命令を含むがこれらに限定されない、いかなる形式の暫定的救済を発行する機会を奪うものではありません。裁判所の当事者によるかかる暫定的救済、または暫定的あるいは保守的な措置の要求は、仲裁合意の放棄とはみなされないものとします。仲裁紛争では、仲裁人は、該当する場合、申し立て、仲裁人、管理手数料、および仲裁人が課すその他の費用を含むがこれらに限定されない、手続きで発生したすべての費用を敗訴側当事者に支払を命じることができます。

- L. **不可抗力。** Arcserve が、天変地異、ハリケーン、戦争 (または戦争行為)、火災、暴動、パンデミック、風土病、地震、テロリズム、内乱、政府当局の行為 (適用される規定や規制の遵守を除く)、または合理的な制御が及ばないその他の不可抗力により、本契約のいずれかの条項に従わなかった場合でも、本契約の違反とはみなされません。
 - M. **権利放棄。** いずれかの当事者が本使用許諾契約の特定の条項または条件を執行しなかった場合でも、本使用許諾契約に基づきいかなる権利も放棄するとは解釈されないものとします。本契約のいずれかの条件規定への違反に対する権利を放棄しても、当該条件規定以外の条件規定への違反に対する権利を放棄したことにはならず、また当該権利の放棄は当該権利を放棄する当事者から権限を与えられた代表者が書面にて行わない限り無効とします。
 - N. **完全合意。** 本契約、ハードウェア製品付則、および本書で参照されるすべての文書とポリシーは、製品のライセンスと使用に関連する当事者間の完全な合意を構成し、製品に関するその他の口頭または書面による通信、合意、または表明よりも優先するものとします。
 - O. **第三者利益条項。** いかなる第三者も本契約の受益者とはならず、またいかなる第三者も、本契約を執行する権利を有さないものとします。これには、ライセンス契約者が製品を購入した第三者、製品に関連してライセンス契約者にサービスを提供する第三者、またはライセンス契約者が製品を使用してサービスを提供する顧客が含まれますが、これらに限定されるものではありません。
 - P. **電子取引、電子通信。** 両当事者は、本契約が、電子的な方法 (電子署名ならびに電子エージェントの使用を含む) で作成、履行、配布される可能性があることに同意するものとします。Arcserve は、電子メールまたはその他の電子通信を介してライセンスと通信する権利を有するものとします。ライセンス契約者は、製品、新製品のリリース、アップグレード、製品サポート、および Arcserve が製品の使用に関連すると考えるその他の情報に関する通信およびその他の情報に同意するものとします。
21. **国固有の条件** ライセンス契約者がハードウェア製品、ソフトウェア製品ならびにクラウドサービスのライセンスを米国外で取得した場合、<https://www.arcserve.com/jp/arcserve-eula-country-specific-terms-jp.pdf> に規定された条件が製品ならびクラウドサービスの使用に適用されます。

